

## 長野県一般事務用封筒広告掲載契約書

長野県知事 阿部 守一（以下「発注者」という。）と [ ]（以下「受注者」という。）は、長野県一般事務用封筒（以下「封筒」という。）の裏面への広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

### （趣旨）

第1条 受注者は、別紙「長野県一般事務用封筒広告掲載要綱」に基づき、発注者が使用する封筒の裏面に広告を掲載し、発注者に対しその対価を支払う。

### （広告掲載封筒の使用期間）

第2条 広告を掲載した封筒（以下「広告掲載封筒」という。）の使用期間は、令和8年7月1日から令和9年6月30日までとする。

なお、上記期間の満了時において、広告掲載封筒に残部がある場合には、発注者は、上記期間満了後も広告掲載封筒を使用できるものとする。

### （契約金額等）

第3条 契約金額は、 [ ] 円とする。

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 [ ] 円

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

2 契約保証金は、 [ ] 円とし、その納付は免除する。

### （契約金の納付方法等）

第4条 受注者は、封筒に掲載した広告の代金として、前条に定める金額を令和8年6月26日（金）までに、発注者の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 受注者は、前項で規定する期限までに契約金を納付しないときは、当該期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、契約金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）で告示された率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。ただし、遅延利息の総額が千円に満たないときは、この限りでない。

### （協議による契約の解除）

第5条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

### （発注者の解除権）

第6条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が契約の締結及び履行に関し、不正の行為をしたとき。
  - (2) 受注者が履行期限までに履行を完了する見込みがないとき。
  - (3) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- 2 前項の場合において、受注者に損害が生じた場合であっても、発注者はその責任を負わないものとする。

（談合その他の不正行為による解除）

第7条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項の規定により措置を講じ、当該命令が確定したとき又は同法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（損害賠償）

第8条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を発注者に賠償しなければならない。

- 2 受注者は、前2条の規定により契約が解除されたときは、契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

（権利・義務の譲渡等の禁止）

第9条 受注者は、発注者の承諾を得ないで、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

（契約の費用）

第10条 この契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

（秘密の保持）

第11条 受注者は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（危険負担）

第12条 契約締結後、広告掲載封筒の使用開始日までに、発注者、受注者双方の責めに帰することのできない理由により発生した損害については、受注者の負担とする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第13条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(定めのない事項)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が、協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者 長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県知事 阿部 守一

受注者